

◎平成29年10月農業委員会議事録

開催日時 平成29年10月10日(火) 午前9時00分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 森下丈夫 佐藤光志
岡 牧生 本田博士 中山 忍 西岡敏春
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 岩永俊夫 榮 恵

農業委員欠席者 森田義美 村上卓也

事務局出席者 春日公和 篤岡潤一郎 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、西岡敏春委員、岩永俊夫委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第14号 農地法第4条の届出について
- 2) 議案第24号 農地法第3条の許可申請について
- 3) 議案第25号 農地法第4条の許可申請について
- 4) 議案第26号 農地法第5条の許可申請について
- 5) 議案第27号 農用地利用集積計画承認申請について
- 6) その他

5 閉 会

○報告第14号 農地法第4条の届出について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第14号農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件

あっております。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。ご説明いたします。報告第14号の冊子をご覧ください。
申請人。嘉島町大字鯰〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。申請物件は大字鯰
字高八〇〇〇〇ー〇。地目は、田。494㎡です。申請理由につい
ては個人住宅です。施設の概要については、木造平屋建ての1棟で
ございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を示しております。上部に嘉
島近隣公園がありまして、その南東側に申請地を網掛けしております。
1枚めくっていただきますと、字図を示しております。中央に〇〇〇
〇ー〇と書いてございます。転用の届け出があったところでございま
す。

事務局からは以上でございます。

議長 ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でござ
いますので報告のみで終らせていただきます。

○議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第24号農地法第3条第1項の規定による農地の
転用許可申請が2件あっております。

このうち、番号1については〇〇委員と同居する親族に関する案
件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退室)

それでは、番号1の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上仲間〇〇〇。〇〇〇〇。
譲受人。嘉島町上仲間〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は鯰長橋〇〇〇
〇。田。1,169㎡。上仲間大名塘下〇〇〇。田。168㎡。上
仲間上川原〇〇〇ー〇。田。711㎡。上仲間上川原〇〇〇ー〇。
田。924㎡。計、2,972㎡です。譲受人の経営状況としまし
ては、耕作面積は田が、38,348㎡。畑、53,391㎡。計
の91,739㎡となっております。家族数は7人。労働力は3人。
農機具はトラクター、コンバイン、トラック、田植え機です。申請
理由は譲り渡し人の申し出によるものです。次のページをご覧くだ

さい。申請地の位置の説明をいたします。西側に老人ホーム悠優かしまがございます。右側に薄く色を付けたのが3か所あるのお分かりいただけますか。一つ目がお墓があるのがわかりますか。その右側に1筆と、斜め向かいに1筆。そして、ちょうど〇〇さん宅の裏側になりますが、小さな畑があります。次のページが拡大になっておりまして、色を付けているところですね。鯨の方がもう1筆ございまして、次のページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。セブンイレブンとかデイリーとかがあるところの、色を塗っているところがあります。そこが申請地になります。セブンイレブンが南東側にあります。

では、今回の申請書について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検証した結果を説明いたします。

まず、申請農地は小作契約がなされておりましたが、この度の申請にともない、合意解約されましたので問題ありません。次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、および地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、必要な農機具、および労働力が確保され効率的に利用されると思われまます。次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が91,739㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から同地区内で農作業に常時従事しており周辺にも農業の経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、番号1について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

何もないければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 ありがとうございます。

議 長 続いて、番号2の件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。ご説明いたします。

申請人。譲渡人。熊本市中央区坪井〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区秋津〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇〇。物件は井寺高畑〇〇〇〇。田。1, 720㎡です。譲受人の経営状況といたしましては、耕作面積が田、24, 015㎡で、計の24, 015㎡となっております。家族数が5人、労働力が3人です。所有する農機具はトラクター、コンバイン、常用管理機、田植え機等です。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。

次のページをご覧ください。申請農地の位置を示しております。浮島神社の北東側に位置する農地になります。井寺排水機場の近くになります。

では、整理番号2の検討事項について説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買の申請です。では、本議案について記載された内容が、当該基準に適合するか否か検討した結果をお伝えします。まず、申請農地は現在小作契約等は結ばれておりませんので使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、地元農業委員である、〇〇委員と現地調査をした結果、耕作のために必要な農機具を所有していること。現在、所有している農地が効率的に利用されていることが確認できました。権利取得後の当該農地についても米、麦、大豆を栽培する計画に必要な農機具、及び労働力が確保され効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が24, 015㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件ですが、譲受人は以前より嘉島町で耕作を行っており、申請書にも周辺の農業の経営に

影響がないように耕作する旨の記載があるため要件を満たすものと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、番号2について何かご意見ご質問ございますか。

委員 　ないです。(委員一同)

議長 　何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、番号2について承認とさせていただきます。

○議案第25号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 　続きまして、議案第25号農地法第4条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。
事務局の説明をお願いします。

事務局 　はい。それでは、議案第25号の議案書を1枚めくっていただきまして、申請人。熊本市北区清水新地〇丁目〇番〇号。〇〇〇〇さん。申請物件が、嘉島町大字上六嘉字鈴町地番〇〇〇〇－〇。台帳地目が田。現況地目が田でございます。面積が22㎡。申請理由については、宅地の拡張でございます。施設の概要については、コンクリート塗装の通路でございます。農用地区域について農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書は不要でございます。資金証明書は添付されておりました。開発許可は不要です。地元委員は〇〇委員です。1枚めくっていただきまして、位置図を示しております。真ん中中央より左の〇〇〇〇と書いてございます。家のその通路、進入路でございます。申請地と示しておりますが、ここが今回の転用申請があったところでございます。1枚めくっていただきまして、字図を示しております。中央部の少し色が濃くなっておりますが、ここはもともと〇〇〇〇－〇、〇、〇と分筆してある農地でした。それを、進入路として〇〇〇〇－〇だけを宅地の拡張とい

うことで転用申請されたわけでございます。1枚めくっていただきますと、配置図を示しております。左が通路橋と書いてありますが、右側の細長い南北に延びた農地でしたが、この部分だけを申請されております。続きまして、1枚めくっていただきますと、すでに通路として使用されておりましたので、始末書を添付されております。説明は以上でございます。

議 長 次に地元委員であります、〇〇委員が本日欠席でございますので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。先日、〇〇委員と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、西村地区北側の農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地から連なる位置にあるため、第1種農地と思われれます。

営農上の支障についてですが、申請理由が住宅へ出入りするための通路でありますので支障はないものと考えます。

現地を見ますと、すでに隣接した住宅用地への進入路として利用されておりました。始末書も添付されておりましたので土地利用の状況からも転用許可申請はだとうなものと思われれます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくをお願いします。

事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 それでは、検討事項につきまして説明します。

農地区分につきましては、西村集体落の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地と判断します。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります申請地周辺に居住するものの、生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。営農上の支障については周辺に農地はありますが、日照、通風等営農上の支障もないものと思われれます。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 　ただ今、事務局から詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第26号 農地法第5条許可申請について

議 長 　続きまして、議案第26号農地法第5条による農地転用の許可申請が3件あっております。

　まず、番号1の件について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　はい。では、議案第26号、番号1につきまして説明いたします。

　申請人。貸人。嘉島町大字井寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇さん。借人。御船町大字御船〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇さん。申請物件が大字井寺字富屋敷〇〇〇〇番地〇。台帳地目、畑。現況地目も畑。面積は499㎡でございます。申請理由については個人住宅で、施設の概要については木造平屋建ての1棟でございます。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書はあります。資金証明書もあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇委員でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示しております。南側に井寺公民館がありますが、中央の網掛けに申請地と表示してあります。次のページに字図を示しております。中央に〇〇〇〇－〇と表示してある箇所が今回転用申請があった箇所でございます。1枚めくっていただきますと、配置図を示しております。予定建築物が中央より少し下でございます。北側にある町道の側溝に合併浄化槽を通して流す予定でございます。

　番号1につきましては以上でございます。

議 長 　続きまして、地元委員であります〇〇委員に報告をお願いします。

〇〇委員 　はい。先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。

　農地区分は、井寺集落内の未整備農地であるため、第2種農地と思

われます。

営農上の支障については、周辺に農地がありますが、日照、通風等の営農上の支障はないものと思われま。

今回の申請は、本年4月にすべて終わっておりましたが、開発許可申請による土地の測量の結果、500㎡を超えておりましたので、8月にいったん取り下げられて、文筆後、再度申請を出された次第でございます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 はい。検討事項について説明いたします。

農地区分につきましては、井寺集落内の10ヘクタール未満の未整備農地であるため第2種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風等の営農上支障はないものと判断できます。

総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、他への代替性もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員、事務局より説明がございましたが、番号1の件について何かご意見ご質問はございませんか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。

それでは、番号1の件は承認とさせていただきます。

続きまして、番号2の件について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい。では、番号2について説明いたします。

申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。〇〇〇〇。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。譲受人。熊本市東区健軍〇丁目〇〇番〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は大字上島字北屋敷〇〇〇〇番地〇。現況地

目、畑。台帳地目、畑。面積が44㎡。北屋敷〇〇〇〇番地。現況地目、宅地。台帳地目、畑。面積は495㎡。北屋敷〇〇〇〇番地〇。現況地目、宅地。台帳地目、畑。面積は119㎡。北屋敷〇〇〇〇番地〇。現況地目、宅地。台帳地目、畑。面積は238㎡。同じく北屋敷〇〇〇〇番地〇。現況地目、宅地。台帳地目は畑。面積は45㎡。最後に北屋敷〇〇〇〇番地。現況地目、宅地。台帳地目、畑。221㎡の計1,162㎡の転用申請があります。申請理由は建売住宅が7区画。施設の概要は木造2階建てでございます。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書と資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇でございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を示しております。上島集落の右下中央部に役場がありますが、そこから行くと北西側です。1枚めくっていただきますと、さらに詳しい位置図を示しております。中央部、網掛けしている部分でございます。1枚めくっていただきますと、今回転用申請が計6筆ですね。次のページに配置図を示しております。雨水については南側町道の側溝に流されます。生活排水については下水道につなげられる予定でございます。次のページに始末書を付けてあります。現況が宅地のところがありましたので、始末書を求めさせていただきました。〇〇さんと〇〇〇さんの共有名義の分と〇〇〇〇〇さんです。番号2の説明については以上です。

議 長 次に、地元委員であります、〇から報告をさせていただきます。先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。申請地は、上島集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の農地集団であるため、第1種農地と思われま。す。営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと考えます。7区画の建売住宅ということで、地域活性化にもなり、農業上の支障もありませんので転用申請は妥当なものと思われま。す。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、上島集落内の未整備農地ですが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、第1種農地と判断します。

通常、第1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります集落に接続して設置される個人住宅に当たりますので、許可要件を満たします。また、周辺に農地はありますが、日照、営農上の支障につきましては、農地集団とは北側・東側に水路、南側・西側に町道を挟んでいますので、日照、通風等営農上の支障はないものと思われます。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員、事務局より説明が終わりましたが、番号2の件について何かご意見ご質問はございませんか。

真ん中の水路はこのまま残すのですか。

事 務 局 平面図がありますよね、そこに埋まってしまうような状態に、配置図ではなっております。

議 長 字図では載っているでしょう。

事 務 局 ○○○○番地の東側ですね。配置図を見ていただきますと、中央部に水路と示してあります。用途廃止予定と。だから、つぶされてしまうと。

議 長 でしたら、払下げ。

事 務 局 払下げを受けないといけませんね。

議 長 それはしてありますか。

事 務 局 それは確認していませんので、しておきます。

議 長 それは、一応確認しておいて。

事務局 はい。

議長 それは確認して。現況は水路がないので、宅地になっているからね。
他に、ご意見ご質問ございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 では、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。
番号2の件について、承認とさせていただきます。
続きまして、番号3の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。1枚めくっていただきまして、番号3について説明いたします。

申請人。譲渡人。嘉島町大字北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇さん。
譲受人。熊本市東区東本町〇〇番〇ー〇〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇さん。申請物件は大字北甘木尻字久保〇〇〇〇ー〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積は585㎡。申請理由は資材置き場です。施設の概要は盛土施工砂利敷設となっております。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇委員です。1枚めくっていただきまして、位置図を示しております。北甘木集落の中央にサントリ一道路といわれる道路です。そのひまわり畑駐車場から南東側に網掛けした申請地がございます。東西、宅地に挟まれております。南側については、のり面がある農地でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示しております。中央に〇〇〇〇番地。それから、1枚めくっていただきまして、配置図を添付しております。生活排水汚水については使用されないということで、雨水だけは南側の水路に流されるということです。

番号3の説明については以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります〇委員より報告をお願いします。

〇 委 員 はい。先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、北甘木集落内にある未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。

営農上の支障についてですが、南側に農地はありますが、のり面と水路をはさんでいますので、日照、通風等農作業上の支障はないものと思われます。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 はい。農地区分につきましては、北甘木集落内の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、南側に農地はありますが、のり面と水路で分離されていますので、日照、通風等営農上の支障はないものと判断します。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 委員、事務局より説明が終わりましたが、番号3の件について何かご意見ご質問はございませんか。

〇〇委員 ちょっといいですか。今回、砂利の資材置き場の図面が出してあるからわかりやすいと思いますが。この件ではないのですが、この前、下六嘉の被災ゴミあたりの資材置き場の件で、業者が境の杭を無視して全部埋め立ててしまってから。被災ゴミの山のところ。そういう事例が上がって、農業委員の方もあまり知らないかなあと思ってですね。そのあと、是正してあるのだけど、あの時がまだ図面も何も出ていなかったの。隣接している人にも一言言っておいてくださいということだったのにそれも言ってなくて、かなり問

題になって、そのあとどうなったのかなと思って。

議長　　そういう案件の時は、申請して許可されます。その時は、地元委員は、工事の過程で確認するようにしてください。申請人と工事人が別々になるから、なかなかその点もありますので。工事人は、図面である程度するのですが。

事務局長　　申請書類にはですね、事業に要する土地の平面図だったり、配置図だったりをつけるようになっていきます。その転用の時にもですね、担当と地元の農業委員さんで確認に行かれたと思います。事業進捗の中でも、下六嘉の案件についても地元委員さんからのお話もありましたし、区長さんからも話があって、里道がなくなっているという話だったのでですね。そこは、うちの方に連絡いただいたので、地籍係と連携をとりまして、図面の境界の復旧という形で指示しているところです。そうやって、委員さんが気にかけていただくと未然に現況復旧ができた次第であって、また杭とかは地元の区長さんならびに農業委員さんに立ち合いをお願いしているところです。まだ、工事業者さんとの時間が合わなくて、のちに連絡が来るようになっております。許可は下りたよね。

事務局　　転用許可は下りています。

事務局長　　転用許可は下りていますので。ただ、地籍の現状復旧は当然業者さんも認識されて、里道の確保はされているのですが、そのあとの杭の調整がまだできていないと。ある程度、申請には平面図や地籍図を添付するようになっておりますので、もし農業委員さんの方で気になられる部分があれば、うちの事務局に転用の位置を確認していただくと助かります。

議長　　地元委員さんが一番詳しいのでですね。こうして、申請が出て許可が下りたら、一応工事が始まって委員さんの負担が大きくなるけど、たまに通ってみるとか心がけていただければ、それが幸いかと思います。農業委員会にどうなっているのかと問い合わせでもしていただくと。

事務局長　　地元委員さんが情報的に早い部分もありますし、事務局が早い時

もありますので、それはお互いに情報連携をするような形をとるよう
にお願いしたいと思います。

議 長 他に何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは、番号3の件については承認とさせていただきます。

○議案第27号 農用地利用集積計画承認申請について

議 長 続きまして、議案第27号農業経営基盤強化法第18条の規定に
よる農用地利用集積計画書について承認申請が6件あっております。
このうち、〇〇委員の案件がございますので、こちらから先に審
議いたします。

それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第27号農業経営基盤強化法第18条の規
定について説明いたします。まず、〇〇委員の件について説明いた
します。2ページをお開きください。賃借権の2段目でございます。
5年。〇〇〇〇。更新が1件。新規が1件となっております。現経
営面積が、156,822㎡。そのうち更新が田の2,466㎡。
新規が5,304㎡となっております。合計が162,126㎡の
経営面積となります。

それでは、次の4ページをご覧ください。利用権設定の様式でござ
いまして、〇〇〇〇さんと〇〇〇さんの再設定でございます。杉ノ下
の2筆で2,466㎡でございます。5年間で、10アール当りの1
5,000円で賃借権の設定でございます。

続きまして、次の5ページが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんの利用
権の設定でございます。3筆の5,304㎡で、5年間の賃借権の設
定でございまして、10アール当りの15,000円となっております。

以上で、〇〇さんの案件の説明を終わります。

議 長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございますか。

何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。

それでは、承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので、報告いたします。

〇〇委員 　ありがとうございました。

議 長 　では、残りの案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 　はい。それでは、残りの案件につきましてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が先ほどの〇〇委員の分も含めまして、4件で12,771㎡で、そのうち、再設定が2件の6,717㎡。ならびに、所有権の設定が2件の8,535㎡です。

それでは、先ほどの2ページの一覧表をご覧ください。まず、賃借権設定で3年で、〇〇〇〇さん。現経営面積で、30,080㎡。再設定する農地が4,251㎡で、経営面積は変わらずでございます。それから、賃借権設定で5年でございます。〇〇〇〇〇〇〇の利用権設定でございまして、田の750㎡が新規となっております。それから、所有権の移転でございます。〇〇〇〇〇〇〇への売渡しが5,531㎡となっております。それと、〇〇〇さん。〇〇から〇〇さんの売渡しでございます。現経営面積が嘉島町においては6,000㎡。新たに購入される面積が3,004㎡となっております。嘉島町での経営面積の合計が9,004㎡となります。

続きまして、次のページをご覧ください。個表でございます。〇

〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定でございまして、2筆で4,251㎡で、3年でございます。10アール当りの18,000円が賃借料となっております。

続きまして、2ページとばしていただきまして、6ページでございまして。農業公社の利用権の設定でございまして、下六嘉大門ノ下の1筆でございまして、750㎡。期間が5年となりまして、10アール当りの賃借料が17,000円でございます。

それと、次の7ページでございまして。〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇さんの所有権移転関係でございまして。5筆ございまして、面積は田で5,531㎡となっております。水田でございまして。5筆の合計が6,637,795円となっております。引き渡しの時期が平成29年11月30日となっております。

続きまして、最後のページでございまして。〇〇〇さんと〇〇〇〇〇の売買でございまして、鯉惣水町。田の3,004㎡の水田でございまして。単価が10アール当り1,530,000円となっております。合計が4,596,120円の売買でございまして、引き渡しの時期が平成29年10月15日となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっておりますが、委員の皆様から何かございますか。何もないければ、事務局から何かございますか。

事務局 次回の農業委員会についてですが、11月10日の金曜日を予定しております。通常通り9時半からよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

事務局 では、11月10日金曜日の9時半からということでよろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の農業委員会を閉会いたします。皆様の慎重なる審議、ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成29年10月10日

会長 下田 司

委員 西岡 敏春

委員 岩永 俊夫